

東京都カーリング協会規約細則

第1章 総則

(目的)

第1条 規約細則は、本会の組織、運営に関する細則を規定する。

第2章 会員の権利・義務

(加入規準)

第2条

本会に正会員として加入を希望する団体は、それ独自でカーリングの練習、試合等を行うに足る能力を有し、健全な運営・財務の状況にあること。

(負担金等の納入義務)

第3条

正会員は所属する登録者の数に応じ、下記の負担金を納入する義務を負う。

登録者数	加盟費 (年間)	競技者登録料 (1名あたり)		
		一般	大学生・高校生・専 門学校生	中学生・小学生
50名以下	200,000円	12,000円	7,500円	3,000円
51～100名	300,000円	12,000円	7,500円	3,000円
101～200名	500,000円	12,000円	7,500円	3,000円
201名以上	700,000円	12,000円	7,500円	3,000円

2. 賛助会員は次に定める負担金を納めるものとする。

- ・ 個人の場合 年間 1口以上 (1口=10,000円)
- ・ 法人の場合 年間 1口以上 (1口=30,000円)

3. 名誉会員に負担金の納入義務はないものとする。

第3章 事務局

(事務局)

第4条 事務局は、次の業務を行う。

- ・ 役員、理事会及び総会に関すること
- ・ 事務局の運営に関すること
- ・ 都内のカーリング団体等の連絡調整に関すること
- ・ 競技者登録に関すること
- ・ 基本財政、予算及び決算に関すること
- ・ 正会員の本会への加入並びに関東ブロック会議に関すること
- ・ 公益社団法人日本カーリング協会(以下「日本協会」という。)及び諸外国関係団体に関すること

第4章 事業部門

(部門)

第5条

本会の部門には、規約に従い、会計部門、総務部門、競技部門、強化部門、普及部門を置く。

第6条

(会計部門の業務)

会計部門は次の業務を行う。

- ・ 総会の提出する決算及び予算の作成
- ・ 本会の会計に関する業務
- ・ 本会の補助金に関する業務

(総務部門の業務)

第7条

総務部門は次の業務を行う。

- ・ カーリングに関する契約に関すること
- ・ 規約その他諸規程に関すること
- ・ 各部門の連絡調整に関すること
- ・ 本会の広報・出坂に関すること

(競技部門)

第8条

競技部門は次の業務を行う。

- ・ 本会の主催、主管、後援する競技会に関すること
- ・ 審判に関すること
- ・ 競技規則に関すること
- ・ 競技施設、用具に関すること

(強化部門)

第9条

強化部門は次の業務を行う。

- ・ 選手の強化、技術の向上に関すること
- ・ 強化指定に関すること

(普及部門)

第10条

普及部門は次の業務を行う。

- ・ 普及啓蒙に関すること
- ・ 技術の指導、調査、研究に関すること
- ・ 指導者の育成に関すること

第6章 登録

(登録)

策11条

本会の登録者とは、規約第11条に基づき、本会を通じて日本協会に登録された者をいう。

第7章 規程

(規程)

第12条

- 1 強化に関する事項は、本会が定める強化規定による。
- 2 補助金に関する事項は、本会が定める補助金規定による。
- 3 日当に関する事項は、本会が定める補助金規定による。

以上